# 意思決定能力を有するターミナル期透析患者と、 全ての医療行為を拒否する家族を経験して

## 長崎腎病院

○美佐保学 田中奈留美 青柳真生 山中真樹子 丸山祐子 宮崎健一 李嘉明 原田孝司 舩越哲

### 【症例】

66 歳、男性。透析歴3年7カ月、原疾患は糖尿病性腎症、妻と二人暮らし。透析導入後うつ病を発症したがその後安定していた。2010年5月胃癌摘出手術受けるが多発転移あり、外科医から妻へ余命3ヵ月と告知された。

## 【経過】

手術後、イレウスにて入退院を繰り返し、余命宣告の半年後、事前指示書では 患者本人から終末期でも経口摂取の希望であったにも係らず、突然妻から全て の処置の中止希望があった。心療内科医の往診にて患者の意思決定能力ありの 診断を受けた上で、院内倫理委員会にて当院の方針を決定し、家族への精神的 ケアとして頻回な病状説明を行い、IVHと経口摂取を併用した。最終的に妻も納 得された最期を迎えることができた。

#### 【考案】

患者の意思を最優先とする原則に従い、家族の精神状態に問題があっても、家 族の気持ちに配慮しながら必要な医療行為は継続すべきと考える。